

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

島本町長 山田 紘平

2019年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年6月19日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 子ども施策・貧困対策について

No	項目	回答内容	担当
①	貧困対策計画	<p>経済的に困窮している家庭の支援につきましては、対象者を早期に把握し、支援につなげていくため、まず、生活困窮者自立支援制度について、チラシの全戸配布、広報誌・ホームページにより窓口や制度の周知を図っております。</p> <p>現時点で、子どもの貧困対策に特化した計画の策定は予定しておりませんが、引き続き、関係部局、関係機関と連携を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。</p>	福祉推進課
②	生活実態調査	現時点において、子どもの生活実態調査の実施は予定しておりません。	福祉推進課
③	食事支援	<p>学校内での子どもの朝食支援、学校休業日の食事支援につきましては、学校の運営に係る時間や提供に係る設備・人員・予算の観点から実施は考えておりません。</p> <p>学校給食については、自校式及び親子方式の完全給食で実施し、食材料費のみを給食費としており、就学援助制度における支給対象としております。</p> <p>学校給食での適切な栄養の摂取により子どもの健康の保持増進を図り、朝食及び休日の食事を含め生涯にわたる健全な食習慣を身につけることを目的の一つとして、義務教育における食育を推進してまいります。</p>	教育総務課

No	項目	回答内容	担当
④	就学援助	<p>町単独の実態調査は予定しておりませんが、補助単価の拡充が図られるよう国・府へ要望してまいります。</p> <p>また、新入学児童生徒学用品費等の早期支給につきましては、昨年度から中学校入学予定者に対し実施しておりますが、本年度は小学校入学予定者にも入学前に当該費目を支給する予定をしております。支給時期については、現在、転出入の関係から3月とさせていただいておりますが、適切な時期を引き続き検討いたします。</p> <p>なお、第1回支給月につきましては、資料となる前年の所得証明等が6月以降に決定されることから、支給につきましては6月以降となりますが、教育委員会事務局といたしましては、できる限り早く支給ができるよう努めてまいります。</p> <p>クラブ活動に関する費用については現在支給を予定していませんが、今後近隣市町の動向を注視してまいります。また、所得要件については、平成24年12月末日時点の生活保護法で定める基準額の1.5倍としています。</p> <p>申請用紙については、平易なものとなるよう努めています。</p>	教育総務課
⑤	子どもの居場所づくり	<p>学習支援事業につきましては、島本町学校支援ゆめ本部等で実施しておりますが、食事の提供等は行っておりません。</p>	福祉推進課
⑥	児童虐待	<p>待機児童の解消を図るため、平成30年11月に島本町保育基盤整備加速化方針を策定し、令和3年度までに受入定員を644人から1,020人に増加させる予定としており、本年度においても既に民間小規模保育事業所を2か所開所し、秋頃には民間保育所を開所いたします。また、施設ごとではありませんが、子育て支援課本庁内に社会福祉制度等に精通した家庭児童相談員（正職1名、非常勤嘱託職員2名（内1名は平成30年度から増員））を配置し、虐待事案のみならず、障害や地域子育て支援事業等に係る各園保護者への情報提供や個別事案の対応を行っております。</p>	子育て支援課
⑦	児童虐待	<p>ひとり親世帯や若年妊産婦にかかわらず、虐待防止やその他子育て支援に関する事項については、関係機関と十分に連携しており、取り分け母子保健に関することを所管している健康福祉部いきいき健康課とは、日頃から密な連絡体制により各種施策を実施しております。今後におきましても、引き続き関係機関と協力しながら、きめ細かなサポートに努めてまいります。</p>	子育て支援課
⑧	児童扶養手当	<p>本町では児童扶養手当受給者に対する調査で「独身証明書」の提出は求めておりませんが、引き続き、対象者の実態把握に努めてまいります。</p>	福祉推進課

No	項目	回答内容	担当
⑨	乳幼児健診	<p>平成30年度において、乳児一般健康診査の対象者数は232人、受診者数は184人、未受診者数は48人、乳児後期健康診査の対象者数は260人、受診者数は222人、未受診者数は38人、1歳6か月児健康診査の対象者数は283人、受診者数は278人、未受診者数は5人、3歳6か月児健康診査の対象者は275人、受診者数は270人、未受診者数は5人となっております。</p> <p>なお、いずれの健診につきましても、未受診者については、訪問・面接等で可能な限り状況把握に努めております。</p>	いきいき健康課
⑩	学校健診	<p>学校の歯科健診において、要受診ながら未受診となっている児童生徒への受診への働きかけについては、学校と連携を図りながら取り組んでまいります。</p> <p>また、眼鏡の補助については、現時点において、実施を予定しておりませんが、財政状況をふまえながら、近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>	教育総務課
⑪	口腔内健康	<p>小学校においては、児童の歯みがき習慣の育成のため、適宜、歯みがき指導等を実施しております。なお、給食後の歯みがき時間の設定については、休み時間に実施可能と考えますことから、そのための時間を設けることは考えておりません。</p> <p>また、フッ化物洗口の実施については、財政状況をふまえながら、近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>	教育総務課
⑫	幼児口腔内健康	<p>小学校入学前の子どもに対して、内科及び歯科の就学时健康診断を、また保育所及び幼稚園の入園児については、各所属において内科及び歯科健康診査を実施しており、口腔内の健康については、虐待（ネグレクト）の視点も含めて観察しております。</p> <p>すべての4歳児・5歳児を対象とした健診及び歯科健診の実施は考えておりませんが、就学前の子どもを対象とした経過観察健診及び歯科相談（歯科健診及びブラッシング指導）を無料で実施しており、必要な場合は案内したうえで、受診いただいております。</p>	いきいき健康課

2. 国民健康保険・医療について

No	項目	回答内容	担当
①	保険料	<p>健康保険料につきましては、高齢者割合の増に伴う医療費の増により、今後も保険料率の増加傾向は続くものと認識しております。</p> <p>都道府県の国保運営方針見直しに際しては、制度上可能な限り保険料率の上昇を抑制する事を最優先に検討するよう要望してまいります。</p>	保険課
②	減免制度	<p>大阪府国民健康保険運営方針に基づき、統一保険料減免基準による減免を行うことにより、統一前と比較すると、減免基準が拡大されております。なお、保険料率引き下げのため一般会計からの法定外繰入は従前から行っておりません。</p>	保険課

No	項目	回答内容	担当
③	子育て世帯への配慮	子育て世帯に対する減免制度につきましては、大阪府国民健康保険広域化調整会議の検討課題として挙がっていると聞き及んでおります。府内統一基準による子育て世帯減免が定められた際には、直ちに必要な措置を講じてまいります。	保険課
④	差押え	滞納者に対しましては、一律な対応ではなく収入等生活状況を聞き取り、分納額を決定するなどきめ細やかな納付相談に応じております。また、府税事務所の経験のある徴収支援員を配置し、法令に基づく適切な滞納処分を行っております。	保険課
⑤	高齢者人口の増加	平成30年3月に策定した「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、在宅医療・介護連携推進事業等の各種事業について医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携のもと進めております。 また、第7次大阪府医療計画に沿って、大阪府と連携のもと引き続き体制整備に努めてまいります。	いきいき健康課
⑥	補助金増額	大阪府三島救命救急センターの運営については、国、大阪府の補助金に加えて、本医療圏である高槻市・茨木市・摂津市及び島本町の3市1町も補助金・貸付金として、従前から必要な支援を行っております。今後につきましても、「望ましい三次救急医療体制」の環境整備のために関係機関と連携してまいります。	いきいき健康課
⑦	麻疹	定期予防接種におけるワクチンの確保については、町内の医療機関への状況確認や医師会と連携のもと、定期接種対象年齢内に接種していただけるよう努めております。また、ワクチンの安定供給について、大阪府町村長会を通じて国に要望しております。	いきいき健康課
⑧	後期高齢医療	後期高齢者医療制度における自己負担割合に係る議論については、今後の動向を注視してまいります。	保険課

3. 健診について

No	項目	回答内容	担当
①	特定健診がん健診	受診率向上に向けた取組については、集団健診において、特定健診とがん検診を同日に受診することができるセット検診の実施や、島本町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者に対し、受診料を無料とする等、受診しやすい体制づくりに努めているところです。また、未受診者に対する受診勧奨通知や無料クーポン券の配付等とあわせて、平成28年度から特定健診等の各種健（検）診や健康づくり講座等に参加することによって賞品が当たる「健康マイレージ事業」を実施しております。 なお、本町の特定健診の受診率は、全国市町村国保受診率とほぼ同率にあり、今後も引き続き受診率の向上に努めてまいります。	いきいき健康課

No	項目	回答内容	担当
②	歯科健診	<p>成人の歯科健康診査については、平成31年度から18歳以上の住民に対象を拡充し、無料で実施しております。また、集団健診においては、特定健診・がん検診とともに、歯科健診も年2回、同日に実施する等受診しやすい体制に努めているところです。</p> <p>「歯の健康」につきましては、平成31年3月に作成した「健康づくり事業・食育の取組における基本方針」に基づき、引き続き施策を推進してまいります。</p>	いきいき健康課

4. こども・ひとり親・障がい者医療費助成制度(旧福祉医療費助成制度)について

No	項目	回答内容	担当
①	制度再編	現時点で大阪府内市町村において、従前の助成制度を運用している自治体はないことから、他市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。	福祉推進課
②	自動償還	本町においては、平成30年4月受診分から自動償還制度を導入しております。	福祉推進課
③	子ども医療	<p>子ども医療費助成制度の医療費無料化について、現時点では大阪府内市町村で行っている自治体はないことから、他市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、入院食事療養費については、すでに対象としております。</p>	福祉推進課
④	妊産婦助成	本町では、妊産婦の医療費助成は行っておりませんが、妊娠中の母体の健康状態の把握・異常の早期発見を行い、母体及び胎児の健康の確保及び安心して安全な出産を支援することを目的に、妊婦健康診査の公費助成をしており、平成31年度からは大阪府助産師会と委託契約を締結するなど、妊婦健康診査を受けやすい体制を整えております。今後も公費助成の状況等について、近隣他市町村の動向を注視してまいります。	いきいき健康課

5. 介護保険・高齢者施策等について

No	項目	回答内容	担当
①	軽減措置	<p>介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しております。また、一般会計からの法定外の繰り入れは行っておりません。</p> <p>国庫負担については、さらなる拡充を目的に府内町村と連携し大阪府を通じて国への働きかけを行っております。</p>	保険課

No	項目	回答内容	担当
②	減免制度	<p>本町におきましては、平成30年度から独自の減免制度を設定しております。また、本町の保険料率は低所得の方に配慮した12段階としており、減免に該当しない方につきましても一定の負担軽減が図られているものと考えております。</p> <p>なお、介護保険料の免除については、介護保険制度の趣旨にかんがみ、適当ではないと考えられていることから慎重に検討してまいります。</p>	保険課
③	利用料減免	<p>市町村独自の利用者負担減免については、実施している他市町村が少数であることから、今後の動向を見据え慎重に検討してまいります。また、「3割負担」については、財源確保も含め制度の持続可能性を高める観点で導入された経緯があることから国などの動向を注視してまいります。</p> <p>なお、2割負担者への自治体独自の軽減措置については、負担の公平性の観点から軽減措置を行う予定はございません。</p>	保険課
④	総合事業	<p>イ. 要支援認定・従来相当サービスの利用について</p> <p>本町の総合事業における利用の流れについては、新規申請の方は、要介護認定申請をご案内し、更新の方で訪問介護や通所介護のみを利用されている方は、チェックリストにより判定しております。</p> <p>要支援認定及び事業対象者となられた方のサービス利用については、ケアマネジャーによるアセスメントにおいて、適切なサービス利用につながるようにしており、専門的なサービスを必要とする方には、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスをご利用いただいております。</p> <p>ロ. 介護予防・生活支援サービスについて</p> <p>総合事業における訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスについては、サービス提供内容や報酬等、これまでの予防給付における介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の設定としております。</p>	いきいき健康課
⑤	生活援助ケアプラン	<p>イ 本町におきましては、基準省令に基づき条例を制定しており、一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプランの届出を求めています。</p> <p>今後は、国などの動向を注視してまいります。</p> <p>ロ 市町村への届出を義務付けられた趣旨のひとつに「より良いサービスとするため、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促す」ことが挙げられており、本趣旨に基づき、適切に対応してまいります。</p>	保険課
⑥	保険者機能強化推進交付金	<p>イ 本町においては、介護保険サービスを利用されているご本人の自立に向けた支援を検討するため、平成28年12月から「自立支援に資するための地域ケア会議」を定例開催しております。</p> <p>ロ 目標の設定については、介護保険法の規定に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう対応してまいります。</p>	保険課 いきいき健康課

No	項目	回答内容	担当
⑦	熱中症対策	<p>高齢者の熱中症予防対策としては、高齢者団体に熱中症予防対策のチラシを配布する等の周知を行い、高温注意情報発令時には消防本部が広報車により熱中症の注意喚起を呼びかけております。また、保健師が地域で実施している集いの場等の機会を通じて、熱中症予防に関する健康教育を行う等、周知・啓発に努めています。さらに、介助等の支援が必要なケースにつきましては、介護支援専門員を含む関係機関や、民生委員児童委員、社会福祉協議会が地域で見守りを行う小地域ネットワークを通じて、熱中症予防の啓発を行う等、個別に対策を講じております。</p> <p>生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーが被保護者の生活状況を把握する中で、クーラーの利用等についても促すことで、熱中症予防に取り組んでいるところです。なお、クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を創設することは、現状では困難であると考えております。</p>	いきいき健康課
⑧	待機解消	介護保険事業計画に基づき対応してまいります。	保険課
⑨	処遇改善	<p>処遇改善助成金につきましては、現在本町において制度化したものはありません。今後、参考となる同規模市町村等の事例等を研究してまいります。</p> <p>また、国庫負担方式による処遇改善助成金については、国の動向を注視してまいります。</p>	保険課

6. 障害者65歳問題について

No	項目	回答内容	担当
①	サービスの利用	<p>65歳以上の障害のある方については、原則として介護保険制度に移行していただくこととなります。</p> <p>しかしながら、非該当となった方や障害特有のサービスが必要な方については、引き続き障害福祉サービスが利用できるよう調整いたします。</p>	保険課
②	サービス打ち切り	障害特有のサービスが必要な方については、引き続き障害福祉サービスが利用できるよう調整いたします。	保険課

No	項目	回答内容	担当
③	介護保険利用	<p>本町では現在、共生型サービスの指定を受けた事業所はございませんが、今後、指定を受ける事業所が出た際には、利用される方に必要なサービスを適切な形で受けていただけるよう対応してまいりたいと考えております。</p> <p>40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者については、原則介護保険事業を利用することになりますが、一律に介護保険事業の利用をすすめるのではなく、本人の生活状況を確認・勘案し、適切な支援に繋がるような対応を行います。</p>	保険課 福祉推進課
④	国庫負担基準創設	<p>介護保険サービスに併せ障害福祉サービスを利用される場合には、必要に応じ対応しておりますが、その際には、これまでどおり、国庫負担金の対象となっていることから、新たな国庫負担基準の創設を求める予定はございません。</p>	福祉推進課
⑤	共生型介護保険事業	<p>本町では現在、共生型サービスの指定を受けた事業所はございませんが、今後、指定を受ける事業所が出た際には、利用される方に必要なサービスを適切な形で受けていただけるよう対応してまいります。</p>	保険課
⑥	有資格者派遣	<p>障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、総合事業の訪問型・通所型サービスをご利用される場合には、これまで同様、ケアマネジャーによるアセスメントの上、個人の障害の状況に応じて、必要な方には専門的なサービスとして訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスをご利用いただけるようにしております。</p>	いきいき健康課
⑦	利用者負担	<p>サービス受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。</p> <p>障害福祉サービス（自立支援給付、補装具、日常生活用具、移動支援、日中一時支援など）においては、基本的に市町村民税非課税世帯の月額上限負担額は0円であり、利用者負担は生じません。また、本町ではその他、訪問入浴サービス、意思疎通支援者派遣事業の利用者負担については、所得にかかわらず無料としています（いずれも食費・交通費等の実費負担を除く）。</p> <p>なお、介護サービスについては、受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。</p>	保険課 福祉推進課
⑧	重度障害者医療	<p>本町では、平成30年度の大阪府医療費助成制度再構築以前から独自制度として、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して障害者医療証を交付してことから、平成30年4月以降、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の重度障害者医療の新規申請はありません。</p> <p>また、特定医療費等受給者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者の新規申請は0件です。</p>	福祉推進課

7. 生活保護について

No	項目	回答内容	担当
①	ケースワーカー	生活保護のケースワーカーについては、現在、社会福祉士、社会福祉主事資格所有者を国の基準どおり配置するとともに、大阪府や北摂ブロックの研究会に参加するなど、資質向上に努めています。 また、母子世帯の多い地区には女性のケースワーカーを配置しており、母子世帯や単身女性の世帯については、必要に応じ、査察指導員等女性職員が同行しております。	福祉推進課
②	しおり・てびき	生活保護申請については、本人の意思を尊重するとともに、しおりの中で、最初に権利について明記しています。	福祉推進課
③	就労支援	就労をはじめとした受給者に対する指導については、福祉事務所内でのケース検討・方針決定の上、就労支援等を行っております。	福祉推進課
④	医療証	生活保護受給者を対象とした医療証は発行しておりませんが、申請者が希望した場合に病院提示用の受給証明書を発行しており、代替になるものと考えております。 また、町で実施している健診につきましては、対象となる全世帯にチラシの送付しており、併せて訪問時等に受診を勧奨しています。	福祉推進課
⑤	警察官OB配置	現時点において、警察官OBの配置や、「適正化」ホットライン等を実施する予定はございません。	福祉推進課
⑥	保護基準	生活保護基準は国で定めているものであり、一自治体で引上げ等を行うことは困難であると考えます。なお、住宅扶助については、所内での検討を経て、障害者や高齢者の世帯で特別基準を適用している世帯があります。	福祉推進課
⑦	医療抑制	後発医薬品については、その使用が可能と判断された場合は、原則後発医薬品の使用をお願いしておりますが、引き続き、国の動向を注視してまいります。	福祉推進課
⑧	世帯分離	世帯分離の取扱いについては、局長通知に基づき対応しております。	福祉推進課